平成２４年（フ）第１１３号
静岡市駿河区池田828―２　コンシェール池田Ｂ103号室、住民票上の住所静岡県島田市神座2106番地
債務者　中澤さつき
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６９１号
東京都世田谷区砧７丁目12―１―207
債務者　山口　六巳
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７４８号
東京都足立区竹の塚３丁目20―16―302
債務者　小笠原義則
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８９５号
東京都品川区東大井１丁目25―11―306
債務者　小林亜矢香
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１３８号
東京都杉並区堀ノ内１丁目７―５―301
債務者　七條　雅穂
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１６０号
東京都杉並区成田東１丁目44―１―307
債務者　山田　真樹
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１６２号
東京都杉並区高円寺南１丁目28―15―102
債務者　前田　法行
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２１６号
東京都葛飾区東四つ木４丁目44―２―404
債務者　谷亀　　肇
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２２１号
東京都中央区勝どき５丁目９―３―207
債務者　今井　昭子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６号
熊本県球磨郡湯前町3438番地２
債務者　池田　知世（旧姓百武）
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時30分
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第４９７号
群馬県渋川市行幸田3032番地
破産者　小山都市開発株式会社
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２７０号
群馬県北群馬郡吉岡町大字小倉695番地167、破産手続開始決定時の住所群馬県渋川市行幸田2204番地１
破産者　小山　哲弘
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４６８号
群馬県前橋市六供町1039番地
破産者　有限会社リペイントないとう
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４６９号
群馬県前橋市富士見町赤城山1789番地11
破産者　内藤時比古
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３１７号
群馬県伊勢崎市太田町441番地１　グランスクエアＣ102
破産者　川田　隼也
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５２１号
群馬県北群馬郡榛東村大字長岡1334番地の３
破産者　有限会社ネスト
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５２２号
群馬県北群馬郡榛東村大字長岡1334番地３
破産者　萩原　哲男
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１８９号
長野県松本市大手４丁目９番21号
破産者　平形興行株式会社
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部